**平成２６年（フ）第４１１号**
千葉県市原市八幡1497番地５
債務者　加藤　江美
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２６年（フ）第５３号**
岐阜県多治見市笠原町2455番地の546
債務者　青山　幸夫
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

**平成２６年（フ）第１７０号**
静岡県駿東郡小山町須走112番地の14　富士高原コンドＤ棟236号
債務者　髙橋　愛子
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２６年（フ）第３６３号**
京都府八幡市八幡科手60番地　第２新和荘Ｅ号
債務者　原田恵太朗
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２６年（フ）第４９４号**
京都市伏見区日野北川頬２番地29
債務者　河合　善康
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２６年（フ）第５０２号**
京都市西京区下津林大般若町221番地１
債務者　谷川　久夫
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２６年（フ）第５０８号**
京都府木津川市山城町綺田鳥居41番地
債務者　古瀬　直美
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２６年（フ）第５１２号**
京都府長岡京市奥海印寺太鼓山45番地６　寿荘202、前住所京都府長岡京市長岡１丁目21番７号　奥田荘１Ｆ７
債務者　富田　純生
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２６年（フ）第５６７号**
京都市南区東九条南松ノ木町１番地１　松ノ木町団地３棟813号
債務者　大西比呂美
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２６年（フ）第５６９号**
京都市北区大将軍東鷹司町135　サニーヒル関203号、住民票上の住所京都市北区大将軍東鷹司町111番地
債務者　中村勝こと　曺　　勝正
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２６年（フ）第５７２号**
京都市右京区西院西三蔵町２番地　Ｄ’ｓ　ＡＱＵＩＬＡ504号室
債務者　中島　一美
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２６年（フ）第５７３号**
京都市西京区嵐山中尾下町27番地３　フォレステージ嵐山２－Ｂ、前住所京都市右京区太秦森ヶ前町４番地
債務者　横江　美佐
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２６年（フ）第５７６号**
京都市山科区音羽森廻り町29番地１　音羽市営住宅１棟204号
債務者　夏見　智人
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２６年（フ）第５８０号**
京都市伏見区小栗栖南後藤町６番地　小栗栖北団地34－301、前住所京都市伏見区醍醐槙ノ内町40番地の20
債務者　筒居二三子
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係